

|      |      |
|------|------|
| 委託番号 | 111  |
| 契約形態 | 業務委託 |

## 仕 様 書

- 1 件 名 塵芥処理委託（南西部）（草加八潮消防組合）
- 2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 草加市西町108番地2 草加消防署西分署
- 4 支払方法 業務完了月払（年12回払）
- 5 委託内容  
庁舎ごみ置場内の可燃ごみ・資源物について、収集、運搬及び処分の業務（以下「業務委託」という。）を実施する。
  - (1) 可燃ごみ
    - ア 業務委託の実施回数  
毎週2回定期的に業務委託を実施するものとする。ただし、収集日が祝祭日の場合や年末年始の回収については、担当課と協議のうえ決定すること。
    - イ 1回当たりに排出されるごみの分量  
およそ40kg程度と推定される。
  - (2) 資源物
    - ア 業務委託の実施回数  
1ヶ月に1回定期的に業務委託を実施するものとする。ただし、収集日が祝祭日の場合や年末年始の回収については、担当課と協議のうえ決定すること。
    - イ 1回当たりに排出される資源物の分量  
およそ50kg程度と推定される。
- 6 法令上の責任  
業務委託を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令（草加市の条例等を含む。）の規定を守り、かつ、消防組合の指示に従うものとする。
- 7 業務委託実施に伴う留意事項
  - (1) ごみ容器内及び容器外を完全に収集し、周辺の清掃保持に努めること。

- (2) ごみの運搬用車両の運行に当たっては、他の車両の通行を妨害しない場所に駐車することとし、また、運搬中においては、ごみの飛散を防止するよう努めること。
- (3) 受注者は、自己の作業員に対し、服装、言語及び態度等に留意して、市民に不快の念を与えないよう常に指導しなければならない。
- (4) 受注者は、自己の作業員の行為について自ら行ったと同一の責任を負い、その責任を免れることはできない。
- (5) 作業用器材の負担  
業務委託の実施に必要な器材等に係る費用は、全て受注者の負担とする。
- (6) 業務完了報告書  
毎月業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

## 8 その他

- (1) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (3) 不当要求行為に関し、次の事項を遵守すること。
  - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

## 9 問い合わせ先

草加八潮消防組合 草加消防署 管理課  
電話 048-924-2116